様式②

（用紙Ａ４）

※受付番号		※業者コード	

業　態　調　書（測量・建設コンサルタント等）

測量調査設計業務実績情報サービス（ＴＥＣＲＩＳ）における企業ＩＤ

（８ 桁又は１０桁）

公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）における会社コード

（８ 桁）

登録部門及び希望業務の確認

登録部門及び希望業務	測量			建築関係建設コンサルタント業務															土木関係建設コンサルタント業務																							地質調査	補償関係コンサルタント業務									
																			建設コンサルタント																								補償コンサルタント									不動産鑑定	登記手続等
	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械積算	電気積算	工事監理（建築）	工事監理（電気）	工事監理（機械）	調査	耐震診断	地区計画及び地域計画	河川・砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木	道路	鉄道	上水道及び工業用水	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル	施工計画・施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	施工管理		土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償		
登録																																																					
希望																																																					

記載要領

1　「測量業務」を希望する方は、測量法第55条の登録がなければ希望することはできません。

2　「建築関係建設コンサルタント業務」を希望する方は、建築士法第23条の登録がなければ希望することはできません。また、希望する業務は全て記載してください。

3　「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望する方は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録がなければ希望することはできません。

4　「登記手続等」を希望する方は、司法書士法第８条又は土地家屋調査士法第８条による登録がなければ希望できません。

5　工事監理（建築）、工事監理（電気）及び工事監理（機械）については、自社の設計した事案以外の工事監理業務についても希望する場合、記載してください。

6　「土木関係建設コンサルタント業務」における「施工管理」を希望する方は、建設コンサルタント登録がなければ希望できません。